



基本版
特定商取引法に基づく交付書面① (電話勧誘販売用18条・19条)

重要書類

以下の内容を十分お読みください。

1. 契約の申込みの撤回または契約の解除に関する事項

契約解除(クーリング・オフ)に関する事項

- ①お客様が電話勧誘販売で契約の申込みまたはご契約をされた場合、本書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約の申込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。
- ② ①に記載した事項にかかわらず、クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げる行為をしたことによりお客様が誤認をし、または威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面により当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③契約の申込みの撤回または契約の解除は、お客様が当該契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- ④契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約に基づき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ⑥契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- ⑦契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客様等(特定商取引に関する法律第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいいます。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書類送付先】
株式会社ラストワンマイル 全国住宅電気サポート窓口 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-21-1 アウルタワー3F
 【クーリング・オフの手続きに関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル:0120-983-820 (通話料無料)

【注意事項】
 お客様が契約の申込みを撤回または契約を解除(クーリング・オフ)される場合には、あらかじめ他の小売電気事業者と電気の供給契約を締結してください。(無契約の状態になることを回避していただくためです。)

2. 役務の種類

低圧電力

3. 役務の対価

料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整額を加算または減算したものといたします。基本料金および電力量料金に関する電気料金メニューは下表のとおりです。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、それぞれ別紙で定めるとおりとします。

▼北海道電力エリア

●NEWライフプラン北海道A(契約電流60Aまで)

基本料金	1契約につき	20A契約	649円51銭
		30A契約	974円27銭
		40A契約	1,299円2銭
		50A契約	1,623円78銭
		60A契約	1,948円54銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	27円8銭
	120kWh超過280kWhまで		
	280kWh超過		

●NEWライフプラン北海道C(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1契約につき	1KVA	334円80銭				
				電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	27円8銭
					120kWh超過280kWhまで		
280kWh超過							

(料金単価は消費税等込価格)

▼東北電力エリア

●NEWライフプラン東北A(契約電流60Aまで)

基本料金	1契約につき	20A契約	628円56銭
		30A契約	942円84銭
		40A契約	1,257円12銭
		50A契約	1,571円40銭
		60A契約	1,885円68銭
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	23円48銭
	120kWh超過280kWhまで		
	280kWh超過		

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の全額をお支払いいただきます。

▼東京電力パワーグリッドエリア

●NEWライフプラン東京A(契約電流60Aまで)

基本料金	1契約につき	20A契約	544円75銭
		30A契約	817円13銭
		40A契約	1,089円50銭
		50A契約	1,361円88銭
		60A契約	1,634円26銭
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	24円52銭
	120kWh超過280kWhまで		
	280kWh超過		

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の全額をお支払いいただきます。

▼中部電力エリア

●NEWライフプラン中部A(契約電流60Aまで)

基本料金	1契約につき	20A契約	544円75銭
		30A契約	817円13銭
		40A契約	1,089円50銭
		50A契約	1,361円88銭
		60A契約	1,634円26銭
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	24円52銭
	120kWh超過280kWhまで		
	280kWh超過		

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の全額をお支払いいただきます。

▼北陸電力エリア

●NEWライフプラン北陸A(契約電流60Aまで)

基本料金	1契約につき	20A契約	460円94銭
		30A契約	691円42銭
		40A契約	921円89銭
		50A契約	1,152円36銭
		60A契約	1,382円83銭
電力量料金	120kWhまで	1kWhあたり	20円48銭
	120kWh超過280kWhまで		
	280kWh超過		

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の全額をお支払いいただきます。

●NEWライフプラン東北C(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1KVA	1契約につき	324円				
				電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	24円48銭
					120kWh超過280kWhまで		
280kWh超過							

(料金単価は消費税等込価格)

●NEWライフプラン東京C(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1KVA	1契約につき	280円80銭				
				電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	24円76銭
					120kWh超過280kWhまで		
280kWh超過							

(料金単価は消費税等込価格)

●NEWライフプラン中部C(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1KVA	1契約につき	280円80銭				
				電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	25円52銭
					120kWh超過280kWhまで		
280kWh超過							

(料金単価は消費税等込価格)

●NEWライフプラン北陸C(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1KVA	1契約につき	237円60銭				
				電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	20円48銭
					120kWh超過280kWhまで		
280kWh超過							

(料金単価は消費税等込価格)



基本版

特定商取引法に基づく交付書面② (電話勧誘販売用18条・19条)

重要書類

▼関西電力エリア

●NEWライフプラン関西B(最大需要容量6kVAまで)

最低料金	15kWhまで	1契約につき	458円
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1kWhあたり	24円
	120kWh超過300kWhまで		
	300kWh超過		

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の全額をお支払いいただきます。

▼中国電力エリア

●NEWライフプラン中国B(最大需要容量6kVAまで)

最低料金	15kWhまで	1契約につき	388円
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1kWhあたり	25円
	120kWh超過300kWhまで		
	300kWh超過		

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の全額をお支払いいただきます。

▼四国電力エリア

●NEWライフプラン四国C(最大需要容量6kVAまで)

最低料金	11kWhまで	1契約につき	453円
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	1kWhあたり	25円
	120kWh超過300kWhまで		
	300kWh超過		

※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の全額をお支払いいただきます。

▼九州電力エリア

●NEWライフプラン九州A(契約電流60Aまで)

基本料金	1契約につき	20A契約	565円70銭
		30A契約	848円56銭
		40A契約	1,129円47銭
		50A契約	1,414円26銭
		60A契約	1,697円11銭
電力量料金	1kWhあたり	最初の120kWhまで	21円76銭
		120kWh超過280kWhまで	
		280kWh超過	

●NEWライフプラン関西A(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1KVA	1契約につき	388円80銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	21円8銭
	120kWh超過280kWhまで		
	280kWh超過		

(料金単価は消費税等込価格)

●NEWライフプラン中国A(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1KVA	1契約につき	399円60銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	24円8銭
	120kWh超過280kWhまで		
	280kWh超過		

(料金単価は消費税等込価格)

●NEWライフプラン四国A(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1KVA	1契約につき	367円20銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhあたり	22円30銭
	120kWh超過280kWhまで		
	280kWh超過		

(料金単価は消費税等込価格)

●NEWライフプラン九州C(契約容量6kVA以上※6kVAは60Aに相当します。)

基本料金	1契約につき	1KVA	291円60銭
電力量料金	1kWhあたり	最初の120kWhまで	22円96銭
		120kWh超過280kWhまで	
		280kWh超過	

(料金単価は消費税等込価格)

4. 支払い時期、方法

(1) 料金については、次の方法により、毎月(2)に規定する支払期日により、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客様の負担といたします。

- ・口座振替(お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この場合には、お客様に当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限り)

(2) 料金の支払期日は、次のとおりといたします。

- ・口座振替の場合は当社指定の期日といたします。

5. 役務の提供時期

当社は、お客様の電力小売供給契約の申込みを承諾するときに、お客様に供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに供給開始日から電気を供給いたします。なお、お客様の電力小売供給契約の申込時に供給開始日を指定された場合には、原則として、お客様が指定される供給開始日に一番近い検針日を供給開始日といたします。

6. 事業者の名称、住所、電話番号、代表者の氏名

株式会社ラストワンマイル 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-21-1 アウルタワー3F

お客様問い合わせ電話番号： 0120-983-820

代表者名： 代表取締役社長 清水望

7. 契約の申込み及び締結を担当した者の氏名

株式会社ラストワンマイル 代表取締役社長 清水望

8. 契約の申込みおよび締結の年月日

別紙の「契約内容確認書兼重要事項説明書①」にてご確認ください。

9. 契約の解除に関する事項

契約の終了に伴い一般送配電事業者から当社に料金または工事費の精算を求められた場合は、お客様は当社にその精算金をお支払いいただきます。なお、お客様が、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。

- お客様が次のいずれかに該当する場合
 - ・電気料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・当社と他の契約(既に消滅しているものを含みます)における債務を期日までに履行しない場合
 - ・当社が定める全国住宅電気サービス利用規約によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息や工事負担金等)を履行しない場合
- お客様が、当社へ通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- お客様が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客様の責めとなる理由により保安上の危険が生じた場合
 - ・需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ・一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続を行なった場合
 - ・電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - ・契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
 - ・その他、当社が定める電力小売供給約款に反した場合
- お客様が次のいずれかに該当した場合
 - ・仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申立てを受けた場合
 - ・破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - ・支払停止の状態に陥った場合
 - ・手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
 - ・その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
 - ・お客様が当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
 - ・本約款および託送約款、法令等に反した場合

以上

【別紙】

【再生可能エネルギー発電促進賦課金】

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヶ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 当社があらかじめお客様に計量日をお知らせした場合における(2)および(3)の検針日は、計量日と読み替えて適用します。

【燃料費調整単価】

電力量料金は旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価に使用電力量を乗じた額を加算または減算したものといたします。なお、この燃料費調整単価は、旧一般電気事業者の基準および方法によります。